R D 最終処分場問題説明会(4/30自治会長会議説明に準じたもの)概要 (産廃処理問題合同対策委員会)

日 時:平成21年5月14日(木) 19:30~21:50

場 所:赤坂自治会館

出席者:(滋賀県)上田室長、梶岡参事、井口副参事、卯田主幹

(栗東市)竹内課長、今村室長

(合 対)13名

(住民) 4名

(マスコミ)滋賀報知、京都新聞、NHK

(全出席者 26名)

1. 主な意見

(対策工の検討)

- ・特措法延長の見通しもないのに、延長前提で話し合いをするというのは無責任、茶番である。対策工を議論しても絵に描いた餅になるおそれが強い。ペテンである。
- ・対策工の議論は白紙に戻してお互いに考えていったらいい。私たちは白紙に戻してや るという心づもりがある。

(県の取り組み方に対する不安)

- ・緊急対策だけで終わることを非常に危惧している。
- ・予算見送りのあと何もしないというのは裏があるのではないかと勘ぐりたくなる。
- ・我々は県が何もしないで敵前逃亡するのではないかと思っている。

(県がとるべき姿勢)

- ・特措法延長の見通しもなく、県単独費での抜本対策は講じないというのであれば、現 行特措法期限内で可能な対策工を早急に住民と話し合うことが、県としての責任ある 対応である。
- ・「県はやる」ということを知事が出てきて言うべきである。
- ・特措法が延長されなかった場合の県の覚悟を示してほしい。
- ・口で言うだけではなくて中味のあることをやるのが責任あるやり方である。
- ・現特措法でやるための段取りをはっきりさせるべきである。タイムスケジュールを決めて住民と話し合っていくのが県の仕事である。
- ・我々が知りたいのは県の姿勢である。
- ・住民の同意ということもあるので(現特措法期限内での対策は)難しいと思うが、県の力を発揮してほしい。
- ・住民と県が同じ方向を向かないといけない。

(県の責任)

・対策工の着手がここまで遅れたのは、対策委員会に時間をかけ、何の制約も決めずに 議論させて、その答申をうっちゃった県の責任である。 ・「昨年の説明で特措法の期限の話もした」というのは住民への責任押しつけである。

(第三者を交えた場)

- ・第三者を入れた場で話し合うことは否定しないが、「場」の持ち方を早急に決めたい。
- ・毎日協議すれば、一ヶ月もあれば合意できる。

(説明会)

- ・地元説明会の資料は、事前に自治会に提示してほしい。説明会の場でもらっても意見が言えず、あとで意見交換する場を設けることになり、二度手間になる。
- ・周辺7自治会以外に対しても同じ形で説明会を持ってほしい。

2.協議概要

- 合対:みなさんこんばんわ。今日は滋賀県の対策課のほうからお越しいただきまして、既に自治会に属しておられる方は説明を受けておられることと思いますけども、合同対策委員会としての説明を受けながら、しかしできたら今日は具体的な問題について、前向きにと言いましょうか、繰り返しにならないような形で進めさしてもらいたいと思いますので、ひとつご協力のほどよろしくお願いします。県のほうからは、また市のほうからも人が少し変わっておられるということでありますので、一度自己紹介をしていただきまして、それから進めさしていただきたいと、よろしくお願いします。
- 室長(上田): こんばんわ。最終処分場特別対策室長の上田でございます。大変お忙しいと ころ、お疲れのところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。まず自己 紹介から。
- 参事(梶岡): この四月から最終処分場特別対策室に来た梶岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。参事でございます。
- 副参事(井口): 昨年からお世話になってます、井口と申します。梶岡と私は土木ということでございます。
- 主幹(卯田): 卯田でございます。化学のほうの担当させていただいてます。引き続きよろしくお願いいたします。
- 市課長(竹内): 栗東市役所の生活環境課の私、竹内と申します。課長を拝命しております。 この4月からです。どうぞよろしくお願いします。
- 市室長(今村): 生活環境課産業廃棄物対策室の室長の今村でございます。この4月からお 世話になってます。よろしくお願いいたします。
- 室長:そうしたら、私のほうから、今日の資料お配りいただいております、
- 合対:ちょっと待ってください。今日の協議の住民側の内容について先に説明して、この 資料についてもその中で位置付けをしたいと思いますので、ちょっとこちらから、住民 の側から今日の会合の中身についての話をしたいと思います。
- 合対:すいません。みなさんもすいません。今お越しいただきますけど、実は報道関係者の方からお電話がありまして、「今日寄していただいていいですか」ということがありましたので、合対いつもオープンにさしていただいてますから、どうぞお越しいただいても良いということで、臨場さしていただきました。何人さんがお越しになるかちょっと、電話の連絡があったのは3件ということなんですけども、実際にお越しいただけるのは何件、何人さんがお越しになるかは分かりませんけども、そういうことですのでひとつ。

合対:今日は県のほうから来ていただきまして、私のほうも。今日、合同対策委員会と県 の協議ということで、その内容についてですけれども、このRD産廃処分場問題という のは非常に大きな問題ですし、実際に周辺に被害を及ぼしていると、それを早急に対策 を立てていかないと、将来にわたって環境汚染して、飲み水の安全・安心と、生活が、 環境が脅かされる、ということ。もうすでに十年が経って、問題が発覚してからも十年 が経って、決して早いというどころか、非常に遅れているわけですけども、何とか早急 に進めていくということで、そのように、今日は第一歩と言いますかやっていきたいと いうことで、今日来ていただいてお願いいたしました。現在の状況、ごく簡単に私たち が考えてることをお話しまして、今日の会合の中身についてのお話したいと思いますが、 対策工、恒久の対策についての見通しがないと。県の案とかいろいろ案もありますけど も、予算では緊急対策だけ計上されて、対策工の予算は計上されていないということで す。もうひとつは、知事が第三者機関を含むところで協議を進めたいと、住民の同意を 得たい、という話をされましたが、議会で言われましたけども、聞くところによるとほ とんど進んでいないと。それから、三つ目ですけども、どういうふうにそれを具体化し ていくのか見通しがないと。ひとつは特措法による支援ということがないと、さらなる 現状は難しいと思いますが、その支援をどう得るかということについて、進んでいると いうことを私たち感じないと。そういうことについて、どういう状況になるのかという ことを明らかにして、どう進めるのかということを、今日の中心課題としたいというふ うに思っております。それに関わって、県のほうから特措法の延長ということで、延長 をさせてやっていきたいという声も聞こえますが、その場合は具体的延長の段取りはど こまで進んでいるのか、見通しはどうなんかということです。それからそれに関わって、 可能性はなかなか分からないんですけども、必ずできるという確証はないと。そうなる と、県単費で行うという決意と、予算があるのかということについて、ということにな るんですが、そのことについて現特措法による推進、進行はどこら辺までいっているの かと、どうするのかと。特措法延長という話が出てるけども実態はどう考えてるのか。 この三つしか方法はないので、それについて今日は中心的に伺いたいと思います。県の この資料につきましては、各自治会で説明をされておりますし、合対の構成メンバーの 産廃処理を考える会についても傍聴人でしたり、この資料は既にいただいて読んでおり ますので、この資料の説明はもう省いてもらって、今日のこの協議の中で必要な場合に 述べてもらうというふうにしたいと思います。できるだけ時間を有効に使うために、何 とか前に進めるということで、協議をしたいと。それに関わって、この文章の中には、 いろいろ私たちの問題にしたいところあるんですね。水銀とかヒ素が土壌由来で処分場 関係ないんじゃないかとか、あるいは、こうはっきり書かれてませんけども今後の調査 の方法とか、検査の方法とかいろいろありますけども、これについては私たちは納得し ていないということだけを今日最初に私のほうから言っといて、協議についてはもうこ れは触れないと。対策工そのものについても触れないと。これは協議で、今後の進行、 協議の中でどういう対策をするのかという、その場では話をし合いたいと。今日は全周 遮水壁がいいんだとか、いや粘土層修復がいいとか、どうしても全量撤去いるとかいう ことになりますと結論が出ませんし、時間を使うことになりますので、それは置いて、 そういうことを能率的に討議できる場を早急に作るという目で段取りをどうするのかと、 特措法にらみながらどうするのかというところに、協議を中心を持っていきたいと、協

議をしたいと。こういうことで能率的に実質的にやっていって、いきたいと思います。 どうしても意見が違うと、感情的になったりとか、お互いによくないとそちらも思って らっしゃるでしょうし、そういうふうな残る形じゃなくって少しでも前へ進むという形 で乗り合うと。違うことは違うでさしたらいいわけですから、どうして合意していくの か、合意しないとまた進まないというのは県のほうも今まで言っておられます。私たち も県が動かないとこれはできません、住民のお金で工事するわけじゃないんですから。 そういうことで、今日はしていきたい。ということで。

じゃ最初に、特措法の、工事の内容はちょっと触れないで、特措法自身についてどういう見通しを持っておられるのかということ、そして、聞くところによるともう難しいというような話を聞いてますけども、何が難しいのか。そして、どうしたら実行できるのか。これ非常に大事なところだと思います。進めるにあたって。いうことで、見通しと考えをまず伺っていけたらと。

室長:まず、産廃特措法の期限延長でありますけども、確か昨年の6月やったと思うんですが、6月議会で、県議会で全員確か一致やったと思うんですが、期限延長の、延長を国のほうに出していただきました。私どもも環境省に、期限延長して欲しい、という要望をしておりますし、また、春、この春多分6月になると思うんですが、国のほうに要望をします。そういうまず流れでございます。この中で、産廃特措法を国の国会のほうで議論されてるところについては、滋賀県から選出された国会議員さんの、その主旨の質問を環境大臣にされておられます。現時点では、延長しますというふうなお答えを環境大臣がしてるという状況ではございませんので、県としては、一所懸命産廃特措法の延長を県議会のお力を、議員のお力を借りて、そして要望していく、そういうことでざいます。この産廃特措法は、平成15年にできて、25年で終いという十年の時限立法でございます。そして、この法律の適用を受けられますと、国から起債ということについて、総務省に借金をするという形になっております。借金をしますと、元金・利息等を返すことになるんですが、全体事業費の45%を国から支援をしてくれるという法律でございますので、その期限延長をしっかりやってもらわないと、県としては財政的に資金手当てができないという条件でございます。

もう一つ、普通の法律というか他の法律ですと、例えば期限内にかかれば後は面倒見てくれると、要するにその期限内に県が実施する実施計画書を作って、そして国が認めてくれたら、平成25年以降もあと国が支援してくれるという法律であれば、まだまだ時間的にはあるわけでございますけども、ところが、この25年の3月までに実際やった対策工、A案であれB案であれて案であれその対策工、成果を示す必要があります。例えば、今、地下水汚染が出ておりまして、周辺から周辺地下水からシス等が出てます。実施計画、事業を実施しますと、その例えばNo.1の井戸が地下水汚染が止まったという成果を見せる必要がありまして、その成果が25年の3月まで。実はそれが辛い訳でございます。そういう中で、去年三回、ほぼ三巡した中で、割合きれいなこと申し上げてきたと思うんです。最初は、8月までにお願いします。そして、10月に住民の説明終わって、11月すぐに回答してくれ、ということを申し上げておりましたし、栗東市さんには、栗東市の考えを12月くらいまでにはなんとか教えてくれ、というふうなことを申し上げて、そして結果的には1月の末の中で私ども当初10億円の予算要求、これ

はみなさん合意はいただいていないんですが、「よりよい原位置浄化策」として10億円の予算要求をさしていただいたものを、予算要求を琵琶湖環境部として要求したわけでございますけども、知事の方針として地元みなさんの合意と納得を得ます、と、もう少し話し合いをしましょう、と、そういうものは第三者を入れた、交えて、県と住民のみなさんと、そして中立的第三者によって話し合いをしましょう、という状況に至りましたことから、この産廃特措法の延長を、議会では現実的な課題、を答弁してもらってるわけですが、その産廃特措法の延長をしないと、していただかないと抜本的な対策が打てない、というふうな状況になっておるところでございます。

延長するとなると、何年延長するんだという議論が次、来ます。現在滋賀県では、「よりよい原位置浄化策」とA2案と、それから粘土層修復案いうふうな案がございまして、その対策案が県として、住民のみなさんの合意が得られた後対策案が何案になるかによって、その期間の延長が、じゃぁ何年延ばすんですか、ということについてお答えできない状況になってます。具体的には、この話し合い、中立的第三者のお力を借りて具体的な話をさせていただいて、そして、その工期やったらこのくらいはかかるな、というところで国に、じゃあ何年延ばしてくれ、ということを言うていく、そういう順番になるのかなと。ただ、滋賀県はこんなけ困って、滋賀県は抜本対策打ちたいわけでございますんで、国には今、延長してくれ、と、期間を言わずに延長してくれ、というふうな要望にとどまっている状況でございます。産廃特措法はそういうところでございます。

合対:産廃特措法の延長を求めているということですが、県議会と県も言ってる。具体的な進行状況については、例えば国の担当官がいろいろと走り回っているとか、いうようなことはないし、それよりも、それはそれでされる、延長を求めるのはいいと思いますけども、延長ができない場合、その場合はどうするのかと、検討はどうしてるのかと。その場合は先ほど言ったように、まず特措法をどう使うのかということと、県単費で行うつもりはあるのかと。こういうあたりを含めて延長の問題を言わないと。

室長:県単独費で、例えば100億円とか、全量撤去というと400億円ですが、これを 実施する、しかもその実施する経費の起債も出せないという状況の中では、例えば県費 の中で2億円ずつ毎年やりましょうという話になってくると、400億ですと200年 とか、あまり現実性のない対策になりますので、この産廃特措法を適用しない抜本対策 というのは非常に考えにくい、そういうふうに思っているわけです。

合対:200億という金額は別にして、対策の内容が小さくていいという意味じゃなくて、 金額別にして現実的な内容と金額で進めていくという案も、やり方もあるんですか。選 択肢もあるんですか。それもない。

室長:今は、第三者の協議の場で合意と納得を得た事業をやる、という考え方になっていますので。

合対:そこで合意と納得が得られて、しかも特措法延長もできずに特措法の申請もできず、 いう状態で、仮に第三者案で、こういう案でやるのがいいと決まったら、県費でやらざ るを得ない、そういうことですね。

室長:ひとつは産廃特措法の延長を勝ち取ると。そういう態度で今臨んでいるところです。

合対:言うておられるの、どうして議員だけに頼るの。県として文書出していただく必要があると思うんです。その文書持って来ましたんか?

室長:今は持ってきておりませんが、政府提案という形でそういう要望書を出しておりま すので、それはそしたらまた。

合対:はい、わかりました、はい。

合対: 当然向こうへ足も運んでもらってるんですよね。

室長:知事ないし副知事、それと、足運んでもらってます。

合対:この話は、仮定の話を前提として言うべきじゃないと思っております。ここまで遅れさせてきた県の責任があるんです。現特措法で十分間に合う期限があるわけですね。それをどんどん遅らせてきた。だから現実に責任を持った対策をするために全力を挙げる。これがまず第一番。今の現特措法で間に合わせてね。フル回転してでも重機何台でも投入してやるのが普通。それでできない部分が出てきたら、これは県費ででもやる、と。特措法の延期でいうのは、これはみんなができればいいと思ってますが、国の法律がそれほど簡単に、知事が何遍願いに行けば通るというふうなもんではない。というのは、これはもう常識ですから。これはね、全力を挙げるというものと、現実にそれが可能ということとは全然別の問題ですから。まず、今の現特措法でやる、ということが、県の責任ある態度だと思いますね。そのための段取りをね、早急にやると。全力を挙げると。いうことがまず約束されなければ、非常にこれは無責任であると私自身思っております。

室長:まずやれ、というお話と思うんですが、そのやる内容が合意と納得が得られてないわけです。それは手が出せないという、そういう状況なんです。そこで、いったんやっぱり話し合いせないかんな、という判断が下されましたんで、そこら辺が非常に辛いとこではあるんですけども。

合対:その割には、えらいゆっくりしてはる。何にも動いてない。

合対:知事が、住民の意見と合意を求め、やらなものは進めないかんと言われて、これは えらいもんや、と思たんですよ。ところがその動いてなくって緊急予算案だけ出ると。 となってくると、そういうことが口だけでやると言いながら実際は住民との合意抜きに ものを進めていってるように見えると。だからそんなん、知事の側から言ったんですか ら、早急にその話し合いの中身と段取りをする、というのがやっぱり責任ある行為です

- よ。我々に責任あるんじゃなくってね、県のですよ。そこを何とか進めて、
- 室長:だから、中立的第三者の協議の場を作ってですね、合意と納得が得られる良い案をですね、作っていくというのが、今の県の考えであります。
- 合対:考えるということじゃなくて、実際に進めないと。我々は既にね、その第三者機関というのは第三者が最終的に決めるんじゃなくって、当の段取りを第三者がやるのは良いけども、実際決まるのは県と住民が同意をするということの布石で、それで決めるということにしなあきませんよ、ということはちゃんと合対早よから出してます。中身についても。そういうことについて、県はどうするんかとか、そういう全然動きがない。
- 室長:なんとかやっぱりね、自治会ずっと回らしていただいておりました。その中ではですね、過激な発言もありましたし、それからまた、自治会内が非常に混乱した、そういう所もあります。そういう中で県がドンドンドンドンということはなかなか言えないという部分もあって、なかなか言えない部分もあって、ここはやっぱり冷静になって、双方がですね、双方が冷静になって話を進めなあかん。ということで、第三者に入ってもらったらどう、と判断したところです。
- 合対:それは否定してないんですよ。第三者が入ることで冷静になる役割していただくだけでも。それもどういう役割していただくかも協議、早急に協議して決めたいなあと、 決めたいと。
- 室長:私ども琵琶湖環境部としてはですね、「よりよい原位置浄化策」で、というふうな思いの中で、10億要求したわけでございますけども、そのまま通すと、そのままいくとですね、やはりまた大きな問題出てくる、というふうな判断されて、こういうふうな形になったんかなあと、こういうふうな形になったというふうに考えます。
- 合対:ここまでは判断して、県の案の対策工の予算を付けなかったという意図と、・・・はいいと思う。その後はそのことを継ぐようなこと何にもしてないということが、他の後ろの意図があるんじゃないか、勘ぐりたくなるわけです。はっきり言うたら、緊急対策だけで終わってしまうんじゃないかというおそれもある。そのおそれを払拭して、そんなことないんや、と、大丈夫や、と、そのためにはこういう段取りしてる、とか、住民の声を聞くためにこういう段取りしてるんやけどこの段取り投げていいか、とこういうのドンドン出してきたらね、押しつけじゃなかったら、住民は別に県が言うたから反対することないですわ。押しつけではいかん。提案をして。
- 合対: 県案についてはね、もう反対してるんです、みんなが。それ以外のね、やっぱり住民から提案してる案もあるわけですね。そのことを、どうやっていくかという行為をね、一刻も早く始めればいいわけですよ。現特措法でやる、やりますということをね、しっかりと言われて、そのためにはいつまでに協議をしてしまわなければいけないのか、逆の段取りね、やっぱりはっきりさせるべきなんですよ。そうでなかったらね、期限延長

したらとか、そういう仮定の話を前提にされるから、それは非常に、ひょっとしてそんなものがね、できない可能性のほうが強いわけですよ。じゃあそれ、期限延長されなかったら、結局緊急対策だけで終わってしまう。そういう懸念が十分あるわけです。だから今、現特措法が動いてて、国からの援助がある。そういうことをね、するというのもね、まず県の責任ある態度でしょう。そのために、ずるずるどうしましょう、なんて言ってないで、キチッとねもう三日に一回でも協議を始めていったらいいんです。そういう段取りが全然見えてこない。

室長:過去にですね、硫化水素の調査委員会と、それから対策委員会としたわけですけども、そこの設立を、県がこういう形で作りますということで進めますと、これはまた他の自治会の方おっしゃるんですが、御用学者ばっか集めてきて何してんねん、と。ここはやっぱりそういう第三者の力を借りるところについても、住民さんと話をして、そしてしっかり足固めをしてから対策工を考えていこう、ということがベターやろう、という判断で、それは明日でもと言うてもですね、既に去年5月から10月までさしていただいたわけでございますんでね、そのなかでも結果的には1自治会同意、6自治会反対ということですんで、それをそのときにも私どもは産廃特措法の期限がないということは申し上げたと思います。期限がないから急いで、急いでとお願いしてたと思うんです。だからそういう中であって、こういうことになったわけですんで、足下キチッと固めて十分に第三者協議の場はどうしていったらいいんや、ということを協議した上でしないと、それを急いでくと、また何か違う形で何か出てくると足下から崩れてくると。

合対:今までのは、はっきり言って協議じゃないんですよ。あれはね協議じゃなくて、こうしますよ、と、要するに、決めたことを押しつけですよ。協議じゃなかった。今度は協議にしましょう、と言ってる。協議というのは、前に進むことですよ。全然違いますよ。同じスタートに立っても。内容が違う。

室長:粘土層修復案とかですね、私どもが「よりよい原位置浄化策」と言ってました遮水壁が、例えば漏れる、それから粘土層修復案は50億でできる、そして周辺の地下水汚染はキチッと止まる、そこら辺のことをやっぱり第三者の方に入っていただいて、そして本当にそれでいいのか、言うてることはそれでいいのか、粘土層修復案はどうなんや、と、A2案はどうなんや、ということをやっぱり住民のみなさんが解る形にしていかないとなかなか前へ進まんのではないかな、というふうに思ってます。

合対: おっしゃるとおりなんや。そらそうでええやんか。問題は、第三者機関で協議しましょうってなってから何ヶ月経ってますか、ってことを言ってます。そのことをもっと 具体的に進めてくれないと、前進まへんでしょっていう。そこをどう考えてるんやって 聞いてる。

室長:5月の下旬に、住民説明会をさしていただいて、その中で第三者協議の考え方、青 写真ですけどそのままいくかどうか分かりませんけど、そういうものをお示しした上で、 また各自治会7つありますんでね、そういう中でまた自治会の中でも議論していただく必要があるし、そういうことを言葉悪いですけど手間暇って言うんですか、みなさんにご協力いただいて、ここはじっくり検討いただいて、そして進めないと、性急にというのはなかなか難しいやろうと。そのためにも、今ほっとけない部分については、緊急対策で、焼却炉の洗浄除去って言うてたんですけども撤去という声はほぼ全自治会要望いただいたものでして、あれも飛散しますとダイオキシンが非常に高いわけでございますんで、そういうものについてはまず緊急対策の中でやってしまおう、と、そういう考えでございます。

合対: じっくりと住民の意見を聞いて考えたいというのは、建前というかそれはいいんですけどね、じっくりやってると今の特措法に間に合わない。それか延長が分からない、というか非常に難しいと。で、県費だけでは無理だ、と。そうなると絵に描いた餅を描こうと、結果的にはそうなってしまうおそれがある。一定の機関を早急にやらなければいけない。しかも、住民の同意を勝ち取っていかなければならないのは非常に難しいと思いますのでね。難しいのをやる、やっぱり姿勢と能力と県は発揮して欲しい。

室長:平成11年に硫化水素が出て、去年ああいう形で不同意と。大変難しい問題やと思ってます。地下水汚染以外のいろんな問題があります。県の姿勢の問題もありまして、それをなんとかそういうもん踏み越えて、と思っておったのは去年思っておったんですが、こういう形になってしまうと、やっぱりじっくりと、過去の分も、今までの主張ですね、こないだいただいたご意見もいっぺん紐解いて、県が言ったことももう少し第三者の方に入ってもらって、専門科に入っていただいて、場合によってはそういう人に入って紐解いていかんと、なかなか難しいんではないかなと。だから、

合対:何回も言うのあれですけども、やっぱり時期の問題とね。どう整合されるかと。県費でやりますと、たとえば100億は無理としてもですね、50億までは県費できます、と、その範囲内になるけどやりたい、と、こういう姿勢があればそれはそれでね。そんでいいかどうかは意見は出るとしても、ひとつの見通しは出てると。県費でやるのは無理やろうと、延長ははっきりしてないと、今の特措法はだんだん時間経ってもう迫ってくると。だけどキチッとやると。ちょっとこれは現実的でない気がするね。

室長:それはですね、大変失礼なことでしたけども、去年の三巡の説明の中でですね、特 措法の期限のことは申し上げておった上でのお答えやと思てます。

合対:それね、上田さん言うたらあかん。それを言うたらあかん。それを言うたらね、そ ういう問題、住民にあるみたいやないですか。

合対:それを言うたらあかん。それは怒るで、皆。

室長:違うんです。そういうのじゃない。私どもがそういう説明をした上で、産廃特措法 の期限の延長を一所懸命やります、とこう申し上げた訳です。それは、その保証はしょ うらんやろうと。

合対:保証はない。期限を言うたやろではあかんで。

室長:しかしね、私思うんやけども、RD処分場は産業廃棄物、しかも県内のゴミだけやなくって近畿一円、場合によったら全国から入ってきてるわけですわ。その分を国がですね、見捨てる、そんなことをしてもらうのは困る、と。これは滋賀県の人の税金でやるわけですね、単独でやろうということは。そうすると、入ってきたのは確かに滋賀県も入ってますけども、京都とか大阪とか全国から入ってきてるわけですね。その分の後始末を県民の税金だけでていうことも、これもなかなか難しい。だから今は、その産廃特措法を延長してもらえるように一所懸命取り組んでいく、ということしかお答えができないんですけどね。

合対:上田さん、先ほどから聞いてると、現特措法で恒久対策をやるつもりがありますか、 と聞いてるんです。この一番のはそれなんです。そうなんです。それに対してのお答え、

合対:今、 が質問された中での、一番最初はそうかも分かりませんけども、そういう ことで質問、はいはい。

合対:質問をしてるんです。だから、延長がどうかという以前に、現特措法でやるつもりがありますか、ということに関してね、今の特措法を使って全力を挙げてやるべしだと思ってますけども。それに対して県はどうなのですか、ということを先ほどから、

室長: さんおっしゃってるのは、

合対:そういうつもりがあるのかないのか、

室長:おっしゃってるのは、粘土層修復案をやれっちゅうことで

合対:いえいえ、

合対:そういうことではなしに、どういう対策であってもなんとか。ま、それは、そのためには、基本的には対策そのものを、

室長:うちが知りたいのは、その何の対策、うちが知りたいっちゅうかうちが思てる案もありますけど、住民のみなさんの合意できる第三者を交えた中でどういう案を県として やっていくんやということを決めないと、何年かかるや分からんわけですね。

合対:だから今聞いておられるのは、それをしようと思たら逆に言うとその後ろがあるわけですから同じことですね。前に言われた、去年までに説明してこられた、後ろがあるわけですから。そのためにはどういう段取り早くしないかんか。一番最初は、まずはみ

んなが、

室長:対策委員会でね、

合対:ええ、ちゃんとせないかんと。第三者委員会の、どうしてもそれがないとあかんというなことで。そういう、なんて言うんですか、段取りは、何とかして今の法律でやろうとされるのか、それとも、もうこれは無理だと思っておられるのか。やっぱりその辺の所を聞いておられるんです。

室長:対策委員会でA案からE案まで出てまいりまして、そして一番短い工期のものがC 案やったか、

副参事:そうです。

室長: C案。で、C案というのは、対策委員の委員さんの中でも誰もですね支持されなかった案です。で、私どもも提案してない案です。経費的には15億ぐらいやったかな、15億ぐらいであとの経費がたくさんいるっちゅうやつなんですけども、そういうものを産廃特措法を得て、そしてやりますんやという話にはならんやろと思うんです。期限に何とか間に合いそうやさかいと。そうすると、それは県も思ってない、抜本対策と思ってない、研究会ではそういう議論もあるんですが、県も思ってない、そういうものを抜本対策でやっていくっていうことは、これは誰も納得せえへんかなと思うんですけども。

合対:そんなことは聞いてないんです。現行の特措法でできることがあるとすれば、そのために、いつ頃、どんな手順で進めていけばいいのか、今さら無理やから一切そんな気ありませんというのかどちらなんですか。まずそれを答えてくださいと聞いているんです。

室長:私どもの考え方は、緊急対策をうって、第三者の皆さんの話し合いを進めて、県としての対策案をとりまとめて、国に延長を求めるという姿勢です。

合対:結局言いたいのは、C 案以外やと現行の特措法は使えんということか。

室長:もともと、A 2案でも13年ですから。そういうことです。

合対:結局、特措法使ってやることはあきらめたんですね。

室長:単費では難しい。

合対:そうじゃなくて、特措法使ってやるのは難しい?

室長:だから、延長してもらって適用していこうと思っている。

合対:延長がないと難しい。現行の特措法を使うのはあきらめたということやね。

室長:だから延長をお願いして。

合対:延長のできない場合はどうするか。延長できない場合も考えて、とにかく今の特措 法でやる段取りができるのか。段取りの結果は別にして、やる気でやることについてはあ きらめているのか。

室長:あきらめてるとかではなしに、実施計画を国に認めてもらう枠の中に入らないということ。粘土層修復案にしても、A 2案にしても、原位置浄化策にしても延長がないとできない。延長がないと国の支援を受けて事業はできない。

合対:国がそう言っているんですか。

室長:期限的な話でね。

合対:期限的にもう無理ですと向こうから言ってきたんですか。

室長:うちは実施計画をまだ出してませんので。相談のレベルです。

合対:県が判断したわけですね。

室長:そうです。

合対:それはおかしい。責任放棄している。

室長:国には協議という形でなく、相談という形で実施計画書の素案の相談をしています。 その中では、期間がどれくらいとか、成果はどれくらいまでにとかアドバイスをもらう 段階です。そのアドバイスの中では土木的な期間から考えると 25 年の 3 月までに成果を 示すということは今の段階ではできない。

合対:対策工については、もう一回お互いに白紙に戻して、ゼロから考えていけばいいじゃないですか。話し合いで決めましょう。決めつけて物事を言ってはるでしょ。

室長:白紙に戻すというのは、対策委員会を設置する前に戻すということですか。

合対:そういう意味やない。いろんな案が出てきたからそれはベースになるそれを踏まえて一歩前進した対策工はお互いに話し合っていけばいいじゃないですか。工期の問題もあれば、予算の問題もある、それも踏まえて話し合っていけば、何らかの新しい解決方

法が出てくるでしょう。それを否定してしまったら ...

室長:今は、中立的第三者のお力を借りて早く皆さんの同意を得たいと。

合対:中立的第三者を早くすればいいじゃないですか。何もされてなくて何も前が見えて こない。

合対:嘉田知事が言われている「第三者を交えて住民の納得を得るように努力する」という第三者というのはどういう役目で入るのか、県案を住民が反対し、住民がこういう要望していると、案の行司役を第三者がするのか、あるいは県の対策案と住民とをミックスして25年までによりよいやり方がもっと他にないか、費用面や工事の仕方なども一緒に考えていくのかどちらか、行司役ならいつまでも平行線やと思う。県の取り組み方がどやというのを最初に示して欲しい。この話が出てから3ヶ月ほど経っている。時間がもったいない。何でもっと早く話し合いができなかったんか。住民側にしても県に対しても反省せなあかんとこやけど、いつまでも反省してても取り返しがつくもんと違うから、いち早くどういう方向でいくんやというのを県が示してくれなあかん。

室長:今日の資料にもあるが、協議の性格付け、運営方法、役割、メンバーなどは住民の 皆さんの意見を聞いて、住民の皆さんと県の双方が納得できるものにしたい。そういう 意味では、対策委員会の形を県がこうしましたというのとは違う。

合対:違うのは良いが、早くしてもらわなあかんやろ。

室長:それをするのに、県が示してしまうとまた昔と同じことになりますので、時間をかけて十分話し合いをしていく。そういう中でほっとけない部分がありますので、焼却炉の撤去とか緊急対策でやっていこうというのが考えです。

合対:だからそれを早く示してもらわないと。

室長:この前、行司役はあかんぞ、進行役みたいなものやったらというご意見もありましたし、それは今度の住民説明会でお伺いして、ご意見を元に整理していこうと思います。

合対:住民の意見聞きますといっても実際聞いてないからね。聞かないかん。

室長:対策工を一日も早くするんやと冷静な議論ができていたかと考えると、どうも去年 は慌ただしかった。そういう意味でここは時間をかけて。

合対:時間があればいいですけど、期限があるんでしょ25年3月までと。延長というのも不確定だし、その中でゆっくりしているのは結果的に何もしないかできないかという感じが強い。

合対:遅れてきたのは県の責任ですよ。1年間も県の対策委員会をして、そこでは 400 億でもいいとか、13年であろうと 20年であろうと期限を切らないで自由に話しさして、答申したらそれをうって突然県案というのが出てきた。住民は県案に対しては安心できないから反対したんですよ。3回も説明に回っていただく必要ないんですよ。だからその時点で時間がないというのであれば早く住民の意見を聞いてまとめていけばいいんですよ。未だにそういうことをしないで、間に合わないからやりませんというのはあまりにも無責任です。こんなもの国が特例として認めてもらうことは絶対あり得ないですよ。県の責任ですよ。ここまで伸ばしてきて。それを今だに急ごうとしない。現特措法でやろうとしない。それで延長ができればと仮定の話をして、本当に無責任だ。

室長:現特措法でやるということがまだ同意を得てないのに、どういう対策をやるかがま だ話し合いできてないのに。

合対:中身の問題とすり替えたらだめですよ。現特措法でやるというのは何も住民に同意 を得る必要はないんですよ。国の援助を得てできることをするのは当たり前のこと。これ を前提にしてきたから。それと中身の問題は別ですよ。

合対:中身を突っ走ってくださいというんじゃなしに、県として現特措法でしますという 意志については、という意味ですので誤解のないように。

室長:滋賀県の RD の状況をしっかりと環境省に訴えてですね。何とか延長してもらえるようしっかり取り組むとしか今は申し上げられない。確かに産廃特措法が切れてしまったらどうするんやという心配はあるが、県は延長してもらえるよう国にも、国会議員の先生にもお願いして何とかすると。産廃特措法が切れて、悪い言い方すると敵前逃亡みたいなことをするとまた不審ということになりますので。

合対:みんなそう思っているんや。上田さんは明らかに敵前逃亡狙ってると感じてしまっている。だからそういうことにならんように。現特措法じゃ出来ひんから、特措法の延長してもらうためにこんだけのことやってますというのを、まずみんなに具体的に見せなさいよ。まずそれが大事なんだ。国会議員の先生方にお願いしますとかじゃなしに、さっき言ったでしょ、RD には全国から悪いもんが集まってきたんやと、そのことを書いて国に出しましたか。新聞に公表しましたか。そういうことをやりましたという証拠を出してください。私らが期待しているのはそういうことです。

室長:産廃特措法の延長をする場合、何年延ばすんやということを聞かれる、するとどう いう対策やから何年ということになると、やっぱりそれを話し合いさせていただきたい。

合対:それを言えばそれを認めてあげましょうと言うてるんですか。

室長:言うてません。

合対:現特措法のなかでできることを逆算してタイムスケジュールしっかり立てる、それが県の役目じゃないの。そこへ住民を巻き込んで、協議をしてうまくはめ込んでいけばいいんですよ。そういう段取りするのがおたくらと違うんですか。

室長:国の承認を得ようとすると実施計画がいるんです。

合対:私らの聞いてるのは基本的なあなたたちの姿勢を聞いてるんや。対策とか言う以前に、とにかく現特措法が生きてる間に何とかしたい、こういうスケジュールでしたいので議論に乗ってくださいというふうに、何で話を持って来てくれないんですかということ。そういう気があるんですかを聞いてるんです。

合対:期限が切れるのは時限立法やから 10 年前からわかってるんですよ。それに向かってしっかりとした段取りで進めていかないと、延長したって無理ですよ。話し合いつきませんからできませんとか、いろんなことばっかり言うとったら。やる気がないんでしょ。

室長: 栗東市さんが1月28日に条件つきの同意をすると、それを受けたうえで最終的な判断がされて、その時はこういう形で県が強行しなかったと評価する声も聞きました。逆に何でせえへんにゃと言う声も聞きました。今の話聞きますと、その時はやっとくべきやったという意味でもないと。

合対:住民の合意と納得を踏みにじってやったら良かったと言うんですか。それが大原則 やと言うてたんと違うの。

室長:25年の3月までにしようとすると、この工事どんだけかかる、この工事するために詳細設計いつまでにかかってする必要があると、そういう段取りをせんと実施計画はできないんです。

合対:だからそれを早くやらなあかん。

室長:だからそれは対策工はどういう対策工かという...

合対:毎日協議すればいいんですよ。

室長:しかし、それは、 さんどの案で合意できるんですか。

合対:だから協議したらいいんですよ。

室長:こんだけね粘土層修復案とか、よりよい原位置浄化策とか、A2案とか主張されている方たくさんおられるわけですね。その中で1ヶ月議論したらというのはなかなか難しいと思てるんですけども。

合対:そんなん言われたら、これから先も一緒ですやん。いつになったら決まるん。

室長:県が遮水壁を修復するといっても修復できんと、50年もちますと言っても、もたへんと、こういうことですわ。これは県と住民の方々との議論でどうしても納得できひんという話ですわ。

合対:議論じゃなかったですわ。

室長:そういう話でした。だからその話を中立的第三者の方に入っていただいて進めても らおうと、県の言ってることはどやとか、住民さんの思いは...

合対: それをいつからやるんかをきちんと示しなさいと言うてるんや。段取りを期間をちゃんと計画を建てないとできないでしょ。

室長:だからそれは、今度の合同説明会で。

合対:各団体に文書で聞いたらどうですか。どういうふうにしたらどうですか、案を聞いたらどうですか。事前に各団体から聞いたらいいじゃないですか。

室長:去年5月から10月末までやらしていただいて、そんだけ期間がかかってこういう答えがなったのに、今度1ヶ月で話がつくとは思えませんし、やはり手順をきっちりして中立的第三者の力を借りてというのが県の姿勢ですので。

合対:だけどね、知事がこのままでは住民を無視してるから、住民の意見を聞いて立ち止まったみたいなことは、住民の意見聞いてという段取り全くないと、そういう理由にして実際には基本的対策工を放棄していると考えざるを得ない。対策室は10人ぐらい選任でやってるんですよ。色んな仕事できると思う。私らは仕事しながら夜集まってやってるんですよ。こんだけの専門家が集まって進まないというのは、知事部局と対策室の意見調整ができてないというか意図が違うということを勘ぐりたくなる。こんだけスタッフがいて何してるんですか。知事が言ったことは全然違うようになってるんですか。

室長:だから、話し合いをじっくりするために、第三者を入れて話し合いをしていこう、 それについては時間をかけないとできたものが崩れるとかなん、その間ほっとけないもの については緊急対策をうつとこういう考え方ですのでね。

合対:堂々巡りですね。いつもと一緒や。

合対:第三者を入れた話し合い、県と住民が合意して計画がまとまったとしますね、それはいつ頃までにやると、それから工事をどれくらい、特措法の延長、申請、折衝を並行でする必要があるかもしれないが、そういうタイムスケジュール的なものを一度お示しいただきたい。第三者機関をいつまでに、住民も納得したものがいつまでに設置すると、話し

合いはいつからいつまでだいたいやると、決まった対策工をいつから着手してはじめると。 少なくともその辺までのスケジュールを組まないと。第三者機関という発案が知事から出 されたのはいつなんですか、1月末か2月の初め頃でしょ。

室長:常任委員会だと思う。

合対:それまでは対策室の方にはそういう話はなかったんですか。

室長:実は、常任委員会で、これだけ住民の皆さんと拮抗すると少し下がったような形で協議を進めないと大変難しいという話をした。そのあと、知事のほうが中立的なものがいいがある。 やり方から住民の皆さんと話し合ってというのは確か、 定例記者会見で知事がおっしゃったと思います。

合対:いずれにしても2月でしょ。もう既に3ヶ月すぎてるんですよ。4月の30日に地元の7自治会、まあ3自治会しか集まらなかったですけども、そのときの県の説明があったでしょ。その時に第三者委員会のたたき台の説明があるのかと期待していた。というのは既に3ヶ月たっている。ほぼ第三者機関の構想というかある程度具体性のある考え方を県がまとめる頃かと、それのたたき台を出されるのかと思っていた。ところが、住民の方から提案出してください、県はまだ何も準備はしてません、こういうこと言われましたね。唖然としたんですよ。3月間何をしてるのかと。で、いきなり住民に何か提案してくださいと言ったって、どんな構想で考えたらいいか、何もわからないんですよ。知事から言われておそらく対策室の方には指示があったと思うんですが、われわれ何もわからない。何もわからないものに提案してくれと言ったって何も出てくるわけがない。だから、まず、県が今度の5月末頃の説明会の時に何か青写真を出されると言われましたね。だいたい決まっている?何も出し惜しみせずに、ここで出せばいいじゃないですか。

室長:今まで、去年の5月からやらしてもらった中で、こういう形ですはと言ってもですね、そやないと言う議論が出てきたわけですやん。住民の皆さんと話し合いするという中では、県が皆さんの意見を聞いた上で、この間 さんおっしゃってはりましたね、進行役みたいな形にせんとあかんと、そういう形があるわけですから。具体的にどやどやと言うんではなしに、こやこやという意見を言っていただいた上で、県としてたたきを示していくのが大事やと思ってるんです。

住民:今日の報知新聞に載ってることは事実ですか、どうですか。

室長:「県、正式に特措法断念」の意味は、現行の特措法では抜本対策が打てないという意味です。

合対:ということは、第三者機関で協議をして結論が出ても、現行特措法にはかけないということか。

室長:だから延長をお願いしているということ。

合対:お願いやけども、現行特措法ではできない?かけない?申請しない?

室長:できない、しないじゃなくて、申請できない。

合対:延長できない場合どうするんですか。

室長:延長してもらうようにということです。

合対:そんなんはあかん。できなかったらどうするか見通しをつけて、その辺をはっきりと県の態度を示さなければ前に進みません。

合対:第三者の専門会と言ってましたけど、どんなんを考えて言ってはるの。

室長:例えば、科学的知見云々じゃなくて、住民の皆さんと県が話し合いを進められるような形で進行役になるような人を双方納得できるような形でやっていくのが大事かなと思う。その進行役さんのお力で、例えば、遮水壁の不安ございますね、粘土層という提案ございますね、そういうことについて科学的知見に基づいてどやというのは、双方主張してもらってその専門家に聞いてもらおうと。

合対:その専門家は複数でないといけませんね。

室長:そういうことになってくると、どういう形がいいのかと第三者協議の中で話し合っていくということになると思う。

合対:ということは、廃棄物関係の専門家ということ?

室長:それは、まず何が課題なんかという課題を把握せないかん。昨年まで寄せていただいたときに、皆さんから頂いたご意見、ご要望ございます。それをまずお見せして、他にないかというようなこともしていく必要があると思う。

合対:話をそらさないで。現特措法でやらないとはっきりおっしゃっている。しかも、協議会は設ける、どういう方を第三者に選ぼうとその協議会は猿芝居ですよ。現特措法でやらなくて、延長されることを夢見て、皆さんどれがいいかをまたやる。これ県の対策委員会でさんざん住民が必死でやってきた。こういう仮定の話をね、何ら制限を設けなくてどういう対策がよいかと夢のような話をするような協議機関をまた作る、住民に協議をさせる。現特措法で何もしないで延長のお願いをする。現特措法で、間に合うように段取りをしましょうよ。

合対:もう一回対策委員会のメンバーでやってもらったらいい。同じことやけど。

合対:言葉悪いけど、こういうことをペテンと言うんやわ。そうでないのならもっと具体 的な話をキチッとしなさいよ。

室長: さんに第三者の時には出てもらおうと思っている。遮水壁のこといろいろおっしゃってたので当然主張してもらえると思う。第三者の場で住民側で主張してもらえると。

合対:われわれは相撲取りであって、行司ではない。行司を選ぶんでしょ。

合対:特措法は断念と、申請しないと、じっくり中身を決めてやると、そのためには延長させることに全力を尽くすと、だけど延長の確約はないと、そしたら延長できない場合は当然考えとかなあかん。第三者で良い意見が出たが延長できないと、県費でやる、これもできないと、結局何もできない場合もありますよ。そういう場合を想定して、今から考えないかん。

合対:第三者機関でいい意見が出ても、特措法の延長がなかったらできないという前提で しょ、もし延長がなければ、絵に描いた餅、何もないということでしょ。

室長:そういうことのないように。われわれのなかでは早く対策工がこれやという合意を した上で、こんだけせなあかん、それには何年延長してくれということを言ってかなあか ん。ところが、何の対策もわからんのに延長してくれと言うのはなかなか難しい。

合対: そしたら何年でできると対策工を決めたら延長してくれる可能性あるんですか、国 はそういう言質を与えてるのか。

室長:国会の委員会のなかでは、環境大臣はそういうことは、延長するとは言えないとい うのが今の答えです。

合対:しないとはっきり言えないから、今は言えないでしょう。

室長:滋賀県の特殊性を訴えて、お願いしていくとしかお答えできない。

合対:県としてはそういう努力はしてもらわなあかんと思うんですが。

室長:自民党の先生も、民主党の先生も、共産党の先生も皆さん一致して働きかけてもらってとしかお答えできない。

合対: どちらにしても、対策を一つにまとめないかん。一つにまとめるための段取りがあると思う。それが知事がおっしゃっている第三者機関の人で、それはいつ頃までに立ち上げないかんし、それにはどの程度いるのか、あるいはその性質はどうかということを早く決めながら立ち上げないかん、それと本来なら現特措法を活用することが望ましいから、

延長という不確定なことに期待するよりも。それに向かって進めてもどうしてもあかん場合が出てくるが、住民から言えば何とか間に合うようにやって欲しい。 いろいろのことを 想定して早くやって欲しい。 みんな不安を持っている。

室長:できるだけ早く立ち上げないといけないわけですけど、やはりその中では7自治会の中にはいろいろな方がおられて、まだ冷静になっていただけない方もおられます。その中で、少し冷静になって、少しずつでも前に進めていくと。最後はそれを結集して国の方に延長を要望していくということだと思っているわけです。

合対:1月にあきらめて、5月まで何をしていたのですか。何もしていない。無駄に過ごしただけじゃないですか。

合対:5 月末に7 自治会の方が集まって合同説明会というのは、どういう内容で考えておられるのか。住民を交えての第三者をどういう具合に編成するのかということを、その場で相談されるのでしょうか。

室長:青写真をお示しすべきだと思うのです。案というより、もっとこういうものというものをお示しした上で、やはり、出席していただいた方がまた自治会にフィードバックしていただく時間がいるのです。そうしないと去年あたりでもですね、たとえば自治会長さんお一人が、住民さんの突き上げにあうとかいうようなこともございました。それは、せっかく来ていただいているのに気の毒なことにもなりますので、やはり一度説明させていただいて、また自治会長さんがもう一回説明しに来いと、同じことを、ということであれば、自治会に寄せていただいて、自治会の要請によってですね。自治会に寄せていただいて、自治会長さんが一人、変な形にならないようにも配慮したいですし、去年いろいろありました。性急に3回やってですね、どんどんいってましたから。そういうことをしないと、うまくいかないと思います。人によっていろいろ考え方がありますので。

合対:その場でそういうことを提示するのではなく、先ほども意見あったと思うのですが、 事前に自治会に提示しておいて、意見を持って来てもらって、その場で話し合いなり説明をするならば一歩前進かもしれないが、その場でやったらまた同じ議論で終わってしまって、また立ち往生ということになるのじゃないですか。ですから、もっと早く住民にね。自治会とか我々合対も含めて中身を提示せないけませんよ。

室長:中立的第三者の協議の場と言いますとね、対策委員会と言いますと他府県の事例もありますし、すぐにでも、県と言いますか公共団体の良くやる方法ですね。何々審議会作ったり。今回は住民の皆さんと協議をしていく上で、話を進めてもらう。中立的第三者の力をどういう形で借りるか。そういうことまで含めて。そして、どういうふうにしていくかも住民さんと議論してやっていくという方針が示されていますので、やはりちょっと時間と手間がかかるかなと思います。

住民:4月30日に聞かせてもらった中でですね、第三者委員会の話にしぼりますが、まだわからないのですが、今日聞かせていただいて、県の方針は現特措法では取り組めないと。で、第三者委員会でもう一回協議するのだと。一方で特措法の延長を国に申請するのだと、いうことのように受け取るのですが、県が考えておられるこの第三者機関。この中身は、ここで何を協議するのですか。県が考えておられる項目をあげてもらえませんか。例えば、現特措法に基づいて、もう一回取り組むことを検討しろと言われるのか。いや無理なので特措法の延長について具体的にどう取り組もうとしているのかを協議しろとおっしゃるのか。あるいは緊急対策について協議せいとおっしゃるのか。あるいは基本的に県案と住民が出している案はずれていますね。ここの部分を調整するために設けるとおっしゃるのか。この中身はいったい、第三者機関とおっしゃるが、具体的に何を想定して、項目ですね。それがわからないと期間も経って、どんな人を集めるのかわかりませんし、中身がわからないものをどうするのですか。その辺がわからない。もし5月下旬に住民代表呼ばれたら私はこういう質問しますよ。中身をおっしゃってもらえませんか。

室長:一つは、去年の5月から10月の間、住民説明会に寄せていただいて、県は「よりよい原位置浄化策」ということで最終的にお願いをしました。その中でいろんなご意見いただきました。これはこの前お渡ししました「処分場問題について」で整理させていただきました。

住民:項目だけ言ってください。

室長:今まで住民さんにいただいた意見、それから提案ですね、粘土層修復案もそうです。 それから、私どもはA2案は難しいと言っているのですが、A2案はどうなんやという ところの議論を深めていきたいと思っています。

住民:対策工についてですね。対策工の中身をやるわけですね。それだけですか。

室長:それだけというと。私どもが思っているのはそういうことですけれども。ただ一つは住民さんが思っておられるのは、去年の時点ではそういう課題があったけど、今の時点では、こういうことを議論すべきだということもあると思います。だからこんだけで終わりですじゃなくて、それもどういう議論しようかと。私ども去年いただいた意見を全部整理した上で、またお示しをして、こういうことについてまず議論しましょうと。これで終わりですか、もっとあるのと違いますかということで、課題の把握ですね。課題をまず把握する必要があると思います。住民さんが思っておられる課題。県が思っている課題。それを把握して、それはどうして議論していこうと。粘土層修復案ですとうちはこう考えているがどうですかということも当然議論に入ってくるし、その中で第三者協議の場の中で協議をしていくことになると思っています。

合対:それを、現特措法にかけるために、時間決めてしてやろうということであれば、非常に活気が出る。ところがそれはしない。延長の時にやろうと。しかし延長の見込みは

ありませんと、そうは言わないけれどもはっきりしないと。それでしゃべってもなんか 茶番劇。何かやっている満足感みたいなもので、がんばってやったけど無理でしたなと なる可能性が非常に強い。そうじゃなくて今の特措法でどうするかと。緊急にやりたい という形でやったら燃えてきますよ、みんな。県と一体となって。それを示さないと。 これ無しで、時間かけてじっくり意見聞いてというのは、なんか時間稼ぎに見えますよ。 基本的に違う。

合対:前の対策委員会と、今回の考えておられるのと、どれだけ違うのですか。書いていること見ると客観的な評価やコメントをいただくなんて一緒じゃないですか。

住民:対策工がメインですか。これは去年からはっきりしてますやんか。各自治会がもし意見言えと言われたら、前回、県にそれぞれ回答したのがそれぞれの自治会の意見ですよ。それでやってくださいとなってしまいます。県は県でよりよい原位置浄化策を言われますやんか。

室長:住民さんは対策工を打つことは誰も反対していないわけですね。対策工の中身だと思うのです。その中で県案に反対したという中には、私は粘土層修復案がいいと思っているのだと、A2案がいいのだと。粘土層修復案には私どもいろいろ疑問を持っております。わたしどもも当事者の一つとして主張させていただいて、住民さんも住民さんの方で、粘土層修復案についてきちんと打てる対策だと説明していただいた上で、実際には中身を議論していただこうと考えています。私どもは遮水壁は例えば修理しますと言いました。補修しますと言った。しかし、意見の中では遮水壁は漏れて修理できないという意見があった。そういうところは整理しないと、県と住民さんだけでやっていると、膠着状態になっていますが、そこはやっぱり第三者に入ってもらって、これはこう考えるのが正しいのじゃないのか、これはこうと違うのか。県は有害物調査なんとかならんのかとか、有害物調査についても私ども提案させてもらいました。もうちょっと何とかならないのか、こうすべきやとかいうご意見を、助言、コメント、そういうものをもらっていって、対策工の本当の中身の議論ができるようにしていきたいと思っています。

合対:一からやり直すのではないのですか。今の話だったら県は県の主張があって、かみ 合わせが悪いから、第三者に入ってもらうと。そういうことですか。

室長:対策工を打つということでは、県も住民の皆さんも一致しているわけですよね。

合対:それはそうですよ。そのために集まっているのだから。

室長:対策工の中で県案に反対された理由というのは、その一つは粘土層修復案が良いからということですよね。

合対:効果がないと思っているわけです。

室長:粘土層修復案が良いからということだと思います。私ども粘土層修復案については、 いろいろ思っていることがございます。だからそういうものを、住民さんと県だけでや っていては、前に進まないので、そこに第三者のお力を借りて聞いてもらおう。

合対:第三者もね、対策委員会でもあれだけの専門家の先生方がお集まりになって、A から全部じゃないですけれども、かなり意見が分かれましたね、専門家の。A 案が一番多くてその次に D 案があって、C 案はゼロだったらしいですけど、他にもいろいろあった。B 案でも B-1 とか B-2 とか、先生方でもいろんなご意見がございます。一人の専門家では意見がどちらか偏るわけです。そしたら何人いればいいのか、なかなか難しい問題がありますね。県が今どういうたたき台を求められたのかわかりませんけれども。対策工の中身、技術的な中身をね、検討することが一つの大きなテーマであるならば、それなりの、本当に知事が言われるように中立的な立場が保てるような先生でないといけない。おそらく一人の先生だと、いや全量撤去でないといけないという先生もおられるし、粘土層がいいという、あるいは囲い込みでもいけますよという先生もおられる。どういう先生をどういうふうに選んでいくのか非常に問題ですね。

室長:そうですね。だからお話し合いをして、メンバー構成もお話し合いをしていくということで、知事が方針を出されているということです。

住民:対策工の内容検討だけが、第三者機関の今回もたれる機関の内容と。他にありますか。

室長:対策工を早く合意をもらって、そして実施計画を作っていくということですので、 基本的に対策工の話を、中立的第三者の中でやってもらおうと思っています。やっても らうべきやと思っていますが、それはまた住民さんの中で、ご意見を聞きながら協議を していく必要があると思います。

合対: 堂々巡りですけどもね。ステップを踏んで、時間かけて対策工をまとめていくと。だけど特措法の延長がない場合はですね、できないとなるとですね、いったい何のために時間かけて労力かけてやってきたのかということになる。特措法の延長が実現しなかった場合は、県の責任でこうするということをはっきりやってもらわないと。特措法の延長できなかったからできませんでは困る。県の責任というか知事の責任ですよ。そんな無責任なことでほり出されたらたまりませんよ。

室長:おっしゃるとおりです。

合対:その辺をはっきりしてください。今日の会議の趣旨は一番それなのです。細かいことはいろいろありますけど、そんなことよりこれが一番大事なことです。

室長:しかしまだ、去年、おととしもだったかな。何回か政府提案しているのです。要望 出しているのです。要望している上で、また堂々巡りになるかもしれないが、何年延ば してくれと。これだと。

- 合対:13年にしたらいいじゃないですか。一番長いのが。どの方法になるかわからないの だから。
- 室長:これだということで強く言っていかないと、なかなか環境省も難しいわけです。具体的な話をしないとですね。
- 合対:一番現実的な話が、いいものとか時間かけてというかいう理想はありますよ。現実的に考えたら、今の特措法の25年3月までに、何ができるのかということで、現実案を詰めて、とにかくやっていくと。その一方で延長を求めていったらいいです。延長が決まったら時間があるからもうちょっといいのにしたらいい。現実案を作るのが一番だと思います。一方では延長を求めると。延長なったらもうちょっと現実案を膨らませる。延長は10年求めたらいいじゃないですか。10年経ったらまた10年と、全国的に求めたらいい。滋賀県だけじゃないんだと。できていないとこゴミだらけですよ。そう言ったら良いわけですよ。
- 室長:現時点でね、現実案というのは、県は去年度、お願いしてきた原位置浄化策が現実 案です。 さんは特にですね、現実案として粘土層修復案とおっしゃっているわけで す。そういう中で現実案あるはずだと言われるが、そこは理解できない。
- 合対:今まで意見が違いました。だけど現実を前にしてね、ここいったら落ちてしまうと。何もできなくなると。延長は別ですよ。その中で歩み寄ったりできる。それをやってやっぱり物別れになったらなったですよ。だけどそこまで必死でやるという、その姿勢が大事なのですよ。
- 合対:工夫してやったらいいと言っているのです。はじめから話できませんと言っている のと一緒じゃないですか。県案以外できませんと言っているのと一緒じゃないですか。
- 室長:今まで住民説明会でいただいた貴重なご意見を、県はこう主張してきた。住民さんはこう主張してきた。その中で第三者の力を借りて、これはこう考えたらいいのと違うかということを県にアドバイスをもらう。もしくは住民さんの方にもこう考えるものだというふうに言ってもらう。県はこうしろと言ってもらう。そういうやり方で、現実的な案を作っていくしか。それが1ヶ月くらいでできるとは思えません。
- 合対:延長確実やったら、一つのやり方ですよ。それがなくて、ゼロになる可能性ある時に必死でやろうと。だからぼくらは何も固執しないでやりたいと思っているのです。県は県の案に同意しなかったからあかんのやみたいに書いてあるしね。県の案に同意しな

いでしょ、そればっか言ってくるんでしょと。はじめから話しないということじゃないですか。ぼくらは白紙に戻してやりますと、心つもりありますよ。

室長:特措法の延長はないと。うちは一生懸命やる。

合対:可能性があると言ってください。そっちは無いという。これでは議論にならない。

合対:法の延長を前提にして、県が考えられるのであるなら、延長がなければ、県費を入れてやりますと、そういう方針をきちんと出して協議をしてください。もっともやったほうがいい案を作って、それが10年だろと何百億円だろうと、期限が延長されなければ県が責任もってやりますと。そういうことが責任ある態度です。

合対:50年かかってもいいですよ。50年かかってもやったらいいんですよ。

合対:現特措法でここまではやれると。工期は3年かかるものをできるだけ迅速に協議をして決めると。それ以上は県費でやるとか。特措法ができたらもう少しできるとか、こういう2段階で考えざるを得ないじゃないですか。だけど現特措法を捨てるというのは、全然考えてないということは、非常に無責任ですよ。40億から50億かかるものを2億で済ませると、緊急対策だけで終わらせる可能性が十分出てきているわけですよ。現特措法を全然考えない県の姿勢はね。特措法の延長をどれだけ願っても、できない可能性があるわけですよ。必ずできるという確証はないわけです。現特措法は全然考えていませんという姿勢は、どこから出てくるのか、本当に無責任ですよ。

室長:しないと言っていないのですが。

住民:効果的かつ合理的であると書いてありますけれども、合理的であるということは、 結局先ほどから聞いていますと、県には金がないとこういうことが書いています。じゃ あこの合理的ということは支援を得るということ、特措法の支援を得ることが合理的じゃないのでしょうか。

室長:対策工で合理的なやつということです。だから対策工で合理的な案であれば産廃特措法の期限内であれば、承認さえもらえばお金がもらえるわけです。前も説明会で言っていたわけですが、私ども代執行事業でやることになっています。 R D 社長に直せという命令をかけないといけないわけです。この命令をかける内容が効果的で合理的なものでないと、それ以上のものを R D 社長に命令かけられない。その全部または一部を県がやるという意味です。どちらかというと R D 社長にやらせる効果的かつ合理的な対策を県が代わりにするということです。

住民:代わりは当然と思いますが、なぜかと言いますと、有害物が大量に入っているわけですよね。平成5年から産廃収集許可がされまして、平成10年の5月まで、この間にかなりの量、他府県から汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、汚染等の廃棄物等が入っている

ということは県の方で調査済みでございますので、ご承知のことだと思いますが、こういったものが入っているということをご認識されておるのか。そしてその次は、今日までの過程の中で皆さんの話を聞いておりますと、県の言ってくださることは、もう信用できない。信用できることを話していただくならばよろしいですけれども、信用あまりできないと。そういった中で、中立的な第三者を借りてまた延ばしてしまう。結局、県はやる気がないからこういう手法を使うというふうに誤解されているのですよ。そこら辺、あるならあるで、どう対応するのか。お金がやはり合理的にいこうとしたら、県費がなかったら国の方からとらなあかんやないかとなるわけですよ。特措法の期限はもうあきらめたということでございますから、延長って何の担保もございませんわね。結局住民さんが願っている可能なものっていったい何だろうと、ここら辺をお示していただく方がわかりやすいと思うのです。

室長:今おっしゃった信用ない。私も話していると、住民さん皆さんが、みんながみんな 信用せんとはおっしゃらないのですが、信用できないという言葉は、過去、私は6年目 ですけど、何度か聞いてきました。そういう中にあっても、対策委員会という委員会作 って、説明会してきたわけですが、結果的にはご同意いただけなかった自治会が多かっ た。ということで、今度は中立的第三者の人に、県は住民さんと対峙するのではなくて、 中立的第三者の人に力を借りて、力を借りてという表現になっています。なんとか信用 いただけない部分は、その中立的第三者のお力を借りてですね、信用していただいてや っていきたいというふうな思いです。信用ないというのは、これだけつらいことはない なと思っています。我々が土木の職員とか化学の職員がいて、こういう形でしますと説 明させていただいても、そうやないというふうなことで、住民さんは、はっきり言いま す、遮水壁は漏水する。私どもは漏水するけど、外から中に流すのだから外には出せま せんと言っても信用してもらえない。そこら辺を中立的第三者の力を借りて、私どもの 言っていることがどうなのかと。また県は有害物調査を広域でやるべきやないかという ことも、第三者の力を借りて、今年3000万ほどですが有害物調査のお金も計上していま すので、信用関係がある程度整った段階で有害物調査をしないとですね、むやみやたら にやってもですね、これは税金がですね、と思っています。今もう信用できないという ことは何度も聞いています。おまえは信用できないと固有名詞も聞いています。ある自 治会ではおまえは人間失格やとまで言われています。そういう関係ではいけないので、 第三者の力を借りたいと、その第三者はどうするかというと、また話し合って決めまし ょうというところで着実に進めていかないと、産廃特措法の問題確かにあります。今日 の方以外にも、県は敵前逃亡するのと違うか、と言われたこともあります。しかしそん なことじゃなくて、今、支障があってまたその恐れがあるわけですよ、あの処分場は。 それを県が放置することはないと思っています。

合対:ちょっと住民の弁護というわけでないですが、信用できないというのは決して個人を信用していないと言っているわけではありません。過去のいろいろの中から、行政といいますか組織としての県に対する不信と言いましょうか、そういうものがあって、たまたまそういう部署に来られて、ご苦労でしょうけど、こういうものを受けて帰ってもらわないといけない。大変でしょうけど、そこは過去の人を恨んでください。

室長:去年の説明会でも、私の声が大きくなりました。何で大きくなったかというと、理由は、いつも期限が頭にありました。そういう中で声が大きくなって、そのときは人間失格やと言われましたけれども、そういう中で第三者の力を借りないと、話できないのと違うかなというふうに思いますので、是非とも第三者協議にご意見を賜って、良い協議の場ができるように、そして、対策工を打つとなったら、国から何とか金もらってやっていく。そういうことしか今思っていないのですけど。

合対:堂々巡りで、前進まないものですから。本当はもう少し前に向けて具体的なものを、たとえ1つでも2つでも合意ができながら進めていきたいと思っていたのですが。なかなか進まないようですので、一つはっきりさせておきたいのですが、県費では困難であると。どんな対策であっても、県費では非常に困難である。絶対しないという言葉は使っておられませんが、困難であると。特措法を活用したいと言われている。延長云々というのは、確たる見通しはないけれども、特措法が延長されたらどういう名前になるかわかりませんが、国からのものは使ってしていきたいとおっしゃっていられる。もう一つ住民が危惧しているのは、せっかく立ち上げられた第三者委員会で結論が出ても、それを活用しようとしたときには特措法の延長がなされなくて頓挫するとでも言いましょうか、それを心配しているわけですけれども、県として逃げるようなことは許されないと思っていると。具体的に県としてどういうような対応をしようかということは、どういう事情かわかりませんが、まだ聞かせてもらえないがそういう気持ちがあると。これは上田さんがどうこうということではなく県としてということでよろしいでしょうか。

室長:現に調査をして、支障、その恐れがあるわけですから、それをできない、しないということは通常考えられないわけです。責任放棄かなと思います、そんなことしたら。言葉で言ったら死刑となります。そんなことがないように。私ども琵琶湖環境部、熱いっぱいでしたら、今年10億要求して、見送ったのが良かったのか、やった方がよかったのかわかりませんけれども。

合対:それは評価の分かれる所でしょうけれども。

室長:分かれますね、これは。

合対:それぞれの立場の違いによっているんな見方がありますから、それは横に置いておいて。いずれにしても対策工をまとめないといけないですね。どういう手順にしても対策をまとめていかないといけない。根本的な対策と、早急に打たなければいけない対策と。それらについて住民との間で早くと言いましょうか、県の話であったら第三者ということですが、手順を早く進めていかないといけないでしょうし。それから対策そのものは中身については、従来の提案されたものだけにこだわるのか、あるいはそれ以外のものが練られて、それ以外のものが、たとえば第3の案とでもいうか、第4の案とでもいうのかわかりませんが、新たな案が出てきた場合には、それは県としてやるのか、それは住民にとってもリスクがあるわけで、それで行おうとするのか、その辺のことを。

室長:対策委員会でコンサルを入れて対策案を考えさせました。それはやれるという見通しに立った上で、作っています。コンサルにはお金も結構かかっています。コンサルはほとんどが土木の技術士、そういう方がコンサルに控えておられて、A 案とか B 案とか C 案とか D 案とかやってきたわけです。そういう意味から言うと、全く新たな案というのは実際難しいと思っています。思いの部分で、有害物はこう考えるということはあったとしても、新たな対策案というのは提案する方も難しいと思いますけれども。

合対:単純に県の案と住民の案、住民も一つになっているわけではないけれども、住民の案と、それらの問題点をどう修復するというのか、一般的な言葉で言うと歩み寄りというか、私は補完と思うのですが、それらの問題点を補完しながら新たな案が出てきたらどうするか。土台は今までの案だろうけれども、違う案という形が出てきた場合にどうするのかということです。

室長:どの程度専門家、土木関係の技術者・コンサルが入っているかというのが一つの評価かなと思います。思いの部分で、今、実施設計の手前のレベルになっていますのでね。この辺もまた第三者の中で話を聞いてもらう。私どもは私どもの主張をする。聞いてもらって良い方向で整理ができたらいいと思いますけど。

合対:別の場所で考えているの。一緒じゃないのか。第三者委員はどう考えているのか。 別の委員会を考えているのか。県と第三者、住民と第三者ですか。

室長:一緒やと思います。

合対:一緒に固まって話するわけですか。

室長:そういう形だと思います。協議した上での話ですが、イメージとしては中立的第三 者の方が何人かおられて、県がいて住民さんがおられる形かなと思います。

合対:検討されるとしても、住民としては、もっともはっきりしているのは現特措法で対応していただけるようにしてもらうのが、住民としても、もっとも間違いがないことだと思っています。ただ県は県としての説明を受けましたけれども。それだけはお伝えしておかないと、うやむやになるといけませんから。いろいろなことは想定して段取りしていただく。住民としては早く進めるための、委員会設置をするならしてもらったらいいけれども、基本的はやはり現在ある特措法に何とか間に合わせていただきたいという気持ちは、もう一度お伝えさせていただいて。

住民:先ほど冒頭で説明された、この後ですね第三者機関は別としても、5 月下旬に 7 自治会を中心とした住民への説明会をやりたいとおっしゃっておられますね。具体的にその中身ですね、どういうことを考えておられるのか。4 月 30 日の時にも、4 月 30 日のような県の一方的な説明会なら持ったって意味がないというような意見が出ておりまし

たし、具体的にどんなことを考えて実施しようとしておられるのか。内容ですね、わかれば。そして、参加範囲ですね。あのときおっしゃっておられたのは、7 自治会の住民を対象とする。当然、栗東市民、たとえば今日もここには当該 7 自治会以外に葉山東学区の地振協の関係の役員さんお二人も参加していただいています。当該学区としては RD問題には関心を持っていただいている。そういう方たちも参加される可能性がある。それ以外の市民も参加される可能性がある。ここらの参加についてはどう対応されようとしているのか。できたら住民ですので、いろんな形で発言の機会があればいいと思いますし、参加の範囲、考えておられる点等々ですね、持ち方について、わかっている範囲でご説明いただけますか。

室長:まず、今回は周辺7自治会を対象とする説明会でございますので、傍聴の席は設けさせていただきます。ご発言としては、周辺7自治会の方に先行させていただきたいなあと思います。ただ、もう少し今日いただいたようなご意見もありますので、また、具体的にも協議してどういう形にしていったら良いのかを議論したいと思いますが、基本的には先程も言いましたように周辺7自治会の対象の方、それから、あと来ていただいた方については傍聴席。この間の4月30日のような形にしたいなあと思っております。実はこの間、一人全く関係ない人が座っておられましたね。座っておられまして、何をしてるねやと言われてる部分もあります、県として。わしらの会議と違ったのかということもありまして、そこらへんさせていただくことと、それから、こないだの中では、栗東市全体の説明会というのをどういう形でさせていただくかというのを議論したいなあと思っています、中で議論したいなあと思ってます。

住民:中身については?

室長:中身はこれまでの経過と緊急対策と中立的第三者のお力を借りてという中身 の・・・

住民:前回と一緒ですか。

室長:もう少し青写真示させていただくということを言うておったと思うんですわ。それはね、そういう形にしないと実は去年あたりもね、例えば役員さんに説明させていただいて、住民さんに説明させていただくと、おまえら何聞いてたんやと、先に、という議論が出てくる。すると、基本的にそういうことのないように自治会長さんや役員さんに来ていただいて、基本的には同じ内容で説明させていただくんですけど、ご意見いただいて、もうちょっと中立的第三者のことわからんやないかということで形を示させていただくというふうに申し上げたと思うんですが、そういう資料を追加して説明させてもらおうと。

住民:要望なんですが、参加範囲については、当然当該の7自治会は当然としましてですね、それ以外も是非ですね、同じ形で一般市民の方ですので、それこそ第三者機関設置と言えればですね、住民の立場ですけども第三者的に色々判断していただく方もあるだ

ろうと思いますし、直接当該者との違う意見もあるだろうと思いますしですね、私は是非ですね、同じ形でもう少し幅を拡げた形で説明会を持っていただきたいなあということを思いますね。それと、中身については、先程の話の中では、4月30日と似ているのなら何事を聞いたらいいのかということになるんですけども、もう一方で先程申された中に第三者機関については、具体的な定義が出ると。そこで意見は求めないでフィードバックしてそれぞれ自治会で検討してもらって後また答え聞くとおっしゃっておられたようなんですが、そういう意味では具体的な定義がかなり出てくると判断してよろしいんですか。今日例えば、もうひとつここで合対委員会で話題にしておられるような問題についても当然出していただけるわけですか。県側の説明として。

室長:形をですね、

住民:折角、皆さんがおっしゃってる何ですからね、大事な問題やと思います。

室長:示させていただいて、そこでご意見いただくことも大事やと思いますので、今日の 話また整理した上で中で協議させてほしいなあと思います。

合対:・・・もらってその場で意見は非常に難しいですね。事前に資料をできたら配っと いたらどうですか。

合対: 先程も出てましたけれども、自治会の方に事前に資料を渡すというようなことはできませんか。それは希望として、しときます。

住民:それは前も言いましたわ。それは答え言えませんよ言うて。持って帰ることになる。

合対:聞きっぱなしやと前に進まない。一回分損です。損得の言い方は良くないけれど、 もったいない。せめて一週間前にでも資料があれば、目を通すことができるのでそのへ ん是非検討してほしい。

合対:今日の全体のことについて、大体県の立場・・・

室長:ちょっと難しいと思います。申し訳ないですけど。

合対:さっき特措法の延長の問題でね、対策工の・・・から何でと言われたら困ると言ってたけど、民主党が今出してる法案は 10 年と言うて出してるわね。

室長:そうらしいですね。

合対:そしたら何も何年と言われるでもなくて、10年で滋賀県もお願いしたらどうですか。

室長:10年やと、13年、間に合わないのと違いますか。間に合うかな?A2案は。

合対:もっと長くしてもらおうと思っているわけ?

室長:だから、議員立法らしいですね。国会議員の先生方が全体見て10年やというふうに判断されることと、滋賀県として申し入れていくこととまた違うと思うんです。ただ、国会議員さんが全国的な事例見て決めやったら良いと言うてご判断されたことと、滋賀県が言うてる場合は滋賀県の事例に基づいて言うていかないかんので、そこはちょっと10年とか言うてしまって、

合対:今からやと3年ありますわね。現行法で。

室長:だから、それはうちは難しいと言っているわけですね、だから。

合対:違う違う違う。3年内に。話を早く進めれば十分行ける。

室長:10 年と言われると根拠を言われたときにそこで 10 年ぐらいやったら何とかなりますわという話もなかなかしづらいんです。

合対:しかし、国会では10年言うて出してるものを滋賀県が法案持っていくわけではない のやから。そんな甘いこと考えてたらあかんで。

室長:いやいや、うちの方の具体例を訴えて国に要望するのです。だから、具体例をきっちり言うて、だからこれだけやというのが強い要望やと思うんですわ。そういう中で、

合対:立場の違いですか?

室長:あると思います。議員立法とは割合に、

合対:そしたらさ、根拠はあるやん。県の対策委員会がこういう形で出しましたと。この時点では間に合いません。これからもう1回これをしっかりまとめますので、最低限これができる時間を下さい、と言えば、まずはとりあえずはクリアーでしょう。今、あなた、A2案が13年と言ったやないですか。そしたら、どう最後まとまるかは別にして、少なくとも県の対策委員会がこの案を出したのだから、本当に議論するのであったら、結果はどうなるかはわからないよ。だから、期間としては、最低13年かかる可能性がありますから、ここまで延長してください、と言えば済むことや。

合対:そう思うのであれば、国会に提出する前にそれをお願いに行かなあかん。一番長い 年数を。

合対:それを知りませんと国会議員は勝手にやってはりますという言い方は。それで、一方で国会の先生にお願いしてますと、それは話辻褄が合わないと私は思いますけれど。

全然あなたの話辻褄が合ってない。

室長:国会議員の先生が要望しておられることと私共は何も、

合対:しかし、さっきあなたね、どういう具体的な動きしてるのですかと聞いたら、議員 の先生方にお願いしてと言ってるやん。だから、ちゃんと言いなさいよ。

室長:具体的なものを具体的にはこういう形でお願いせんならん。今の時は包括的に延長 しかお願いできてませんという説明させてもらったと思うんです。

合対:延長をお願いしてるけれど、期間を言うてないとそういうことですか。

室長:言うてないということを言うてるんです。

合対:だから、そんなに期間が問題になるのなら、今言ってるA2案を・・・そういうふうにお願いしたらどうですかと言ってるわけや。早く提案したらええんや。

合対:延長を前提にして話を出すのはやめてください。県としては、あまりにも無責任で すよ。だから、上田さんがね、まさかね、そんな放棄するような、敵前逃亡するような ことはないと思いますと。自分が思うこととね、本当に県として責任持ってね、何とか するのか。延長がなければね、なければ県単独でもやりますと、知事は出てきて言うべ きですよ。説明会じゃなくって、知事は出て来てください。そしてね、これほどの問題 を、現特措法を使いませんって、さらさらと言う。じゃあ、それだけのね、県費がある のか、裏付けがあるのかと。私たちにしたら、本当に動転するような内容ですよ。今ま でやってきてね、調査をして、これだけの被害が及ぼすおそれがあると言っているのに ね、それに対して、延長されるかどうか分からないようなことを前提としてね、第三者 呼んできて、協議会して、また延々と、どの案がいいですかてのをやりましょうなんて ね、そんなことでね、済むというふうに思っておられる。自分はそれでは済まないなん て思ってますなんて、自分の考えじゃないですよ。知事はどうするつもりなのかね。や っぱり知事は出てくるべきですよ。去年5月に出て来て、栗東市全域に呼びかけて説明 会やってます。今まで説明会は全域でやって来ているんですよ。何も傍聴席なんてね、 そんなものじゃないです。だから私たちはほんとにね、飲み水を心配してます。地下水 の汚染が七つの自治会のところで止まるはずがないのでね。これは浄水場に行くおそれ は十分にあるんです。そのことで私たちは延々とやって来ているんですよ。それを、そ んな現特措法を使わないで、延長をお願いしているからそれでいいなんてね、絶対そん なことはね、許せないですよ。緊急対策だけで終わる可能性が十分にある。そういうふ うに思いました。今日本当に。

合対:対策工の内容と期間を言って、特措法の延長をお願いするというのは、それは現実 的な問題として言いやすいというのはわかりますよ。けれども、それを対策工の期間を 言ってきたら、それだけの期間を、延長を認めますよという保証をしているんですか。 ないでしょ。一緒じゃないですか。結局。そしてね、7自治会に限定して説明するとおっしゃる。この間も、私、行ってたんですけれども、地下水汚染の問題というのは7自治会で責任持てる問題じゃないと思うんですよ。7自治会、それで良しとしてね。して後、汚染が拡散していったらどうするんです。7自治会、お前、了解して、それでお前が了解するからやんかということ言われますよ。少なくともね、やっぱり琵琶湖を抱えている滋賀県においては、琵琶湖の水っていうのは、日本人口の約一割、1300万の人が、あの琵琶湖を水道水として使っているんです。大きく言えばその人たちにも説明責任があると思いますし、滋賀県民全体に対してもね、やはり県は説明すべきやと。それもやらないなら、最低限度、やはり栗東市民に対しては説明責任があると思いますよ。

合対:今日の根本的なところの考え方というか、取り組み方というか、汚染を無くしてい くということで、住民が言っていることと、県の姿勢、立場というのはかなり違う。こ こを同じ方向を向かないと、意見は違っても、いかないとそういうふうにならないと改 めて思いました。そこをそのままで、三者協議こうするとか、そういうことを、必要な ときには議論しますけども、そういうことに主眼が移っていくということは、これは、 実際の、同じこと繰り返しませんけども、現実的に緊急対策で終わることの危険性が非 常に高いと危惧しました。上田さん、そんなことはないと言われますけども、危惧して、 心配してます。そういう点で、絶対ないように、本気でやってほしい。なんか、本当に 逃げた感じがします。それから、住民参加の住民説明会は、やはりされるのはいいけれ ども、7自治会に限ると。少なくとも栗東市民対象ですよ。不服があればそれは栗東市 民決めますからね。7自治会の人は当然でしょうけどね。そういう、行政というか権力 でもって、差を付けるような、絶対うまく行かないですよ。そういうふうな鍵を絞って、 それからの先ほどの特措法をどう進めるかという、複数の二面三面の対策というか戦略 を持たないといかんのを全部切って、特措法延長一本に絞ると。そういう段階で第三者 機関と卑下な案をするという。あってはならない。これも同じ繰り返しですけど。残念 ながらそこのところで一致してないけども、さらに努力、そういう努力をしていきたい と思いますので。まあ、非常に残念な話。はっきりどういう姿勢かというのはわかりま したからね。そういう意味でははっきりしました。そこら辺で一致点はあまりなかった ということで、さらに今後、良くなるいう形で。

合対: 栗東市の方、2人来ておられますけども、これ、みんな同じ水飲んでるんですかね。 栗東市、全体ね。そうですよね。だから、当然、栗東市としては住民全体の問題やとい うことですね。違います。

市課長:栗東市の、当然、議会があって、議論していただいているということは、かなり 重大な問題ということの位置づけの中で、今これを、対策をいろんな議論をしていただ いていると思うんです。それで、今、何を求められているのかというと、これだけ、非 常に目をかけられて、危険なという解釈の中で、少しでも早くしてほしいというのが、 本来、皆さん方の共通した思いだろうと思うんです。

合対:効果のあることをね、早くやっていく。

市課長:そこら辺の、今言われる水の問題ということについては、水道ということを言えば、今の解釈の中では、その水道は全然問題ない状況ではありますけども、水源そのものが、どういう形で流れて行っているかというのは、いろんな科学的な、技術的な判断が出されていくんだと思うんですが、現在の飲み水がどうだから全体の問題というよりも、今現実的に、あそこで産廃そのものが残っておるということの、それを早く何とかしてもらいたいというその思いの中では共通した考え方だと。

合対:だから、全体の問題でしょ。だから、7自治会だけの問題じゃないですよという。

合対: あのね、地下水は汚染されとっても、水道水は大丈夫やと。そうおっしゃるらしいですけど、どうなんですか。地下水を水道水に使っているでしょ。栗東市は。

市課長:今、栗東市、水源地そのものが出庭の水源地であったり、十里であったり、あるわけでございますが、そこに至っている水源そのものが、どの由来でですね、もともと原水そのものが、極端に悪いとかいったような状況は、今の中では見受けられてないというのが事実だろうと思います。この RD 由来であるとかですね、そういうことは何も実際の形の中で、今の段階では何も出ていない。

合対:今後のことを言っているんですよ。

その他大勢:今後のおそれ、おそれを考えられるわけで、・・・栗東市としては、全体に説明責任がありますよと・・・・・

市課長:おそらく今、おそらくおっしゃっておられるのは、今説明をどういう形で今後展開するのかいう話の中なんですが、まずは対策そのものを早くしていただきたいというのが思いですので、それでその方法を決められた挙げ句の中でですね、当然説明責任として県の方にですね、他の市民であるとか、そういった方々に、やはりしていただくというようなことは、当然考えていかないかんかなと思います。

合対:野洲、守山で四塩化炭素でいうのが出ましたよね。4年間、住民知らないで飲まされてた。これはね、だから有害物はね、水道水で絶対出ないなんてことは絶対に言えないですよ。何が出てくるのか分からない。だから、二重、三重にね、予防していかないといけない。浄水場の上流にね、地下水のこのようなものが流れ出しているということは、絶対にあり得ないことなんです。何とかしなくちゃいけないんですよ。それを特措法の期限延長なかったら何も出来ないなんてね、そんな馬鹿なことないですよ。もう栗東市としては全力をあげてね、これは県に要請していただかないとけないと思いますよ。

合対: ちょっと、こうそれましたけども、今の説明というような中からですね、現在水道水にどういうものが出ているかということを議論しているということではないけども、地下水が汚れるということは、これはいかんことですよね。それが水道水に表れている、

表れていないに関わらず、それは良くないことです。その状況からすれば、栗東市民全 体への説明が必要でありませんかということのポイントということですから。水道水汚 れたらそんなことはあってはならないことであってですね、そんなんは許されることで はありません。すぐに止めないかんことでしょうから。ただ、住民からすれば、そんな ことは有りはしないだろうかという心配は持ってもね、住民からすれば、素人からすれ ば、決してそれが過剰ということでなしにね、受け止めていただきたい 。現在のところ でありますよね。そこをお汲みいただいて、今日のところは、市に対しては、今の さんからの、そういう状況だから、是非、市としては栗東市全体なりの県からの説明を 要請してほしいということをいただきまして。今日は9時半には終わらさしていただこ うと思っておりましたけども、少し延びましたけども、非常に、堂々巡りになってです。 ね、成果のあったところもありますけども、残念ながら合わなかったところもあったよ うで。それはそれなりに、今日集まって、皆さんもお声かけさせていただき、また県の 方からもそれなりの姿勢ということについては見えてまいりましたので、まだ出来れば、 何度も話し合いをする中で、少しずつでも前に進めてまいりたいと思いますので。それ から県の方も、どうか広い心でですね、いつでも対応にお願いしますように、よろしく お願いします。今日はこれで。